

三菱日信ニュース



令和7年度 税制改正大綱のポイント

| | 改正項目 適用時期 | 概要 |
|--------|--|--|
| 個人所得課税 | 退職所得控除の調整 規定等の見直し ①の改正は令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する。 ②の改正は令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用する。 | ①退職手当等(老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金)を除く)の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年(現行:7年)とする。 ②退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者(現行:退職手当等の支払をする法人の役員である居住者)に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととするほか、当該源泉徴収票の記載事項について所要の見直しを行う。 |
| 資産課税 | 法人版事業承継税制における 役員就任要件等の見直し 令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。 | 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。個人版事業承継税制においても同様の見直し。 |
| | 中小企業の設備投資に関する固定 資産税 特例の拡充及び延長 適用期限を令和8年度末まで2年間延長する。 | 賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は3年間課税標準を2分の1に軽減、賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は5年間課税標準を4分の1に軽減する。 |
| | 物納許可限度額等の見直し | 相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする。 |
| 法人課税 | 中小企業者等の法人税の軽減税率 の特例の見直し及び延長 適用期限を令和8年度末まで2年間延長する。 | ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%(現行:15%)に引き上げる。 ②適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。 |
| | 中小企業投資促進税制の延長等 適用期限を令和8年度末まで2年間延長する。 | 関係法令の改正を前提にみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資を除外する。 |

| | 改正項目 適用時期 | 概要 |
|--------------------|--|--|
| 法人課税 | 中小企業経営強化税制の拡充及び延長 適用期限を令和8年度末まで2年間延長する。 | 売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を対象設備に追加する。建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%または税額控除1%、5%以上増加した場合、特別償却25%または税額控除2%を適用する。現行措置については、C類型は廃止、A類型及びB類型は指標を見直す。 |
| | 地域未来投資促進税制の拡充及び延長 適用期限を令和9年度末まで3年間延長する。 | 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置(特別償却50%または税額控除5%)を追加する。 |
| | リース会計基準の変更に伴う所要の措置 | 借手のオペレーティング・リースの費用について現行どおり支払リース料等を損金算入するとともに、貸手の経理処理についてリース譲渡に係る特例の廃止に伴う経過措置を講ずる。 |
| 消費課税 | 外国人旅行者向け免税制度の見直し 令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用する。 | 免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直す。これに伴い、免税販売要件を見直す。具体的には、一般物品と消耗品の区分を撤廃する、消耗品の上限額(50万円)を撤廃する、特殊包装を撤廃する。そのほか、免税店で販売する際に、現在要件とされている「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とするなどの見直しを行う。 |
| 防衛力強化に係る財源確保のための税制 | 防衛特別法人税(仮称)の創設 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。 | 法人税額に対し、税率4%の新たな付加税を課す。課税標準となる法人税額から500万円を控除する。 |
| 納税環境整備 | 電子帳簿割戻存制度の見直し ①の改正は令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用、②の改正は令和9年分以後の所得税について適用する。 | ①電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為について、重加算税の割合を10%加重する措置の対象から、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして保存が行われている電子取引データを除外する。 ②青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、優良な電子帳簿の保存又は電子申告をしていることのほか、上記システムを使用した上で、上記電子取引データを保存している者にも適用できることとする。 |
| | 添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等によるe-Taxの利便性の向上 ①の改正は令和7年4月1日施行、②の改正は令和10年1月1日施行。 | ①グレースケールによる読取りを可能とする。 ②ファイル形式にJPEG形式を追加する。 |

| | 改正項目 適用時期 | 概要 |
|--------------------------------------|--|---|
| 個人所得課税 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 | <p>(1) 基礎控除の引上げ 令和 7 年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。</p> | <p>基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げる。基礎控除の額は、次のとおりとなる。</p> <p>①合計所得金額が 2,350 万円以下である個人:58 万円 ②合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下である個人:48 万円 ③合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人:32 万円 ④合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人:16 万円</p> <p>また、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の必要の措置を講ずる。</p> |
| | <p>(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ 令和 7 年分以後の所得税について適用する。なお、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用する。</p> | <p>給与所得控除について、55 万円の最低保障額を 65 万円に引き上げる。</p> <p>給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について必要の措置を講ずる。</p> |
| | <p>(3) 大学生年代の子の親への特別控除の創設(特定親族特別控除(仮称)) ①の改正は令和 7 年分以後の所得税について、②の改正は令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用する。なお、給与所得者については令和 7 年分の年末調整において適用できることとするほか、必要の経過措置を講ずる。</p> | <p>①人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整への対応として、19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円(給与収入 150 万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63 万円)の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入する。</p> <p>②この控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。</p> |
| | <p>(4) 上記(1)から(3)の見直しに伴う必要の整備 令和 7 年分以後の所得税について適用する。</p> | <p>①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 58 万円以下(現行:48 万円以下)に引き上げる。</p> <p>②ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を 58 万円以下(現行:48 万円以下)に引き上げる。</p> <p>③勤労学生の合計所得金額要件を 85 万円以下(現行:75 万円以下)に引き上げる。</p> <p>④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を 65 万円(現行:55 万円)に引き上げる。</p> |

| | 改正項目 適用時期 | 概要 |
|--------|---|---|
| 個人所得課税 | エンジェル税制の拡充 令和8年1月1日以降の再投資で取得した株式を対象に適用する。 | 株式譲渡益が発生した年内にスタートアップへの投資を行う必要がある再投資期間の要件について、株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提に、株式譲渡益が発生した翌年末(最大2年間)まで延長する。 |
| | NISAのさらなる利便性向上案 | つみたて投資枠におけるETFの購入について、定額購入方式における最低取引単位を1,000円以下から1万円以下に引き上げるほか、指定金額内の最大口数での買付け方式を可能とする。また、NISAの金融機関変更時の即日での買付けを可能とする。 |
| | 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充 令和8年分所得税について適用する。 | 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠(遺族保障)について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずる。なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更しない。一時払い生命保険については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外しないこととする。 |
| | 子育て世帯等に対する住宅ローン控除・住宅リフォーム税制の拡充 令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額等に適用する。 | 令和6年限りの措置として対応した上乗せ措置・特例措置について、同様の内容で以下のように令和7年限りの措置として講ずる。住宅ローン控除について、1年間の措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和する。住宅リフォーム税制について、1年間の措置として、子育て対応改修工事を適用対象に追加する。 |
| | 企業型確定拠出年金(DC)・個人型確定拠出年金(イデコ)等の拠出限度額の引上げ | ①勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、2号被保険者(会社員等)について、イデコ独自の限度額を廃止し、企業年金の拠出額との合計に対する共通限度額に一本化する。 ②そのうえで、前回の拠出限度額設定時からの賃金上昇率を勘案し、2号の共通拠出限度額について、月額5.5万円から6.2万円に引き上げる。イデコによる支援が最も必要となる企業年金のない2号被保険者については、イデコの拠出限度額は、年間で現行の約2.7倍の約75万円となる。 ③1号共通限度額については、2号との公平性の観点から、2号と同額の引上げを行う。 |

参考文献： ■税のしるべ



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所
 代表取締役・税理士 光廣 昌史
 〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
 Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
 URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

